

(様式第 1 号)

☐ 会議録 ☒ 会議要旨

会議の名称	令和 8 年度第 3 回 芦屋市景観認定審査会
日 時	令和 8 年 7 月 1 3 日 (月) 午後 2 時 0 0 分～午後 4 時 0 0 分
場 所	芦屋市役所 東館 3 階 中会議室
出 席 者	会 長 角松 生史 出席委員 徳尾野 徹、栗山 尚子、島村 健 事 務 局 谷崎課長、中田係長、中村主査、脇係員、村上係員、中西係員
事 務 局	まちづくり課
会議の公開	☐ 公開 ----- ☐ 非公開 ☒ 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者 4 人中 4 人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第 19 条の規定により非公開・一部公開は出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要〕 ＜非公開・一部公開とした場合の理由＞ 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍 聴 者 数	0 人（公開又は一部公開の場合に記入すること。）

●会議次第

- 1 開 会
- 2 会長選出
- 3 議 事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について
ア 一戸建ての住宅（山手町 1 9 9 番）
 - (2) 景観地区内における建築物等の認定状況について
 - (3) その他
- 4 閉 会

●提出資料

景観地区内における建築物の計画の認定申請書 図面一式

●審議内容

- (1) 景観地区内における大規模建築物等の計画の認定審査について
ア 一戸建ての住宅（山手町 1 9 9 番）
上記計画に係る景観アドバイザー会議での協議の結果及び景観配慮方針について事務局より説明を行い、審議を行った。

〔決議事項〕

芦屋景観地区における「建築物の形態意匠の制限」項目別基準の大規模建築物の屋根・壁面 2 「壁面の意匠は、周辺の景観と調和するように、見えがかり上のボリューム感を軽減すること。」に、直ちに適合していると言い難い。本計画の建築物は、北立面が窓のない長大な壁面となっているため、人が生活している気配が感じられず、一定の圧迫感を与える印象となっている。

しかし、北側アプローチ部分の植栽計画、東側立面の開放性、夜間の照明計画により、景観に配慮した検討をしていることを勘案すれば、不適合と言い切ることはできず、認定することはやむなしと考える。

ただし、周辺地域に対して、影響を最小限にするためにも、敷地内の植栽の維持管理や夜間照明の実施など周辺地域への配慮を確実に実行すべきである。

(2) 景観地区内における建築物等の認定状況について

令和8年5月29日から令和8年7月12日までの認定状況について報告を行った。